

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に基づく、児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策の実施状況に係る検証・評価について

令和 3 年 3 月 1 8 日  
社会保障審議会児童部会児童買春・児童ポルノ被害児童の  
保護施策に関する検証・評価専門委員会決定

社会保障審議会児童部会児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会においては、平成 28 年から令和 2 年の間に講じられた、児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策を下記 4 項目に分類した上（別添参照）で、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第 16 条の 2 第 1 項に基づき、下記のとおり被害児童保護施策の実施状況について検証・評価を行った。

記

1 被害児童に対する保護活動

子どもの性暴力事案については、家庭内での性暴力被害事案について策定された「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011 年度版」に従い、広く様々な子どもの性暴力被害・性的搾取被害事案においても、その発見と安全確保、正確な事実把握、再発の防止と必要なケアを行うこととされている。多くの児童相談所が既に専門面接や診察の必要性を認識しているものの、専門面接の実施、面接者の配置について、十分な体制とはなっていない。これについては、児童虐待相談対応件数の増加による児童福祉司等の児童相談所の業務負担が増大していること、常時、人事異動が繰り返され人材の蓄積にバラつきがあること、最近の職員増による新人層の増加等も関連する要因と考えられる。

このため、平成 30 年 12 月策定された児童虐待防止対策総合強化プラン（平成 30 年 12 月 18 日）に基づく児童相談所の体制強化を着実に行う必要がある。

また、令和元年度に行った調査研究において、児童福祉施設における被害者支援を担当する心理職員の配置状況が十分でない施設があることが明らかとなった。今後は児童自立支援施設等における心理担当職員等の業務実態と適正配置、心理職員や児童精神科医師の支援の下、生活処遇全般にわたるトラウマインフォームド・ケア等の展開について具体的な展開状況やその可能性とニーズを把握する必要がある。

このほか、児童養護施設等を退所した被害児童が、児童買春・児童ポルノ事犯に再度巻き込まれないよう、施設入所中から開始され、退所後も生活自立支援や相談支援等のアフターケアを継続的に行っていく必要があり、関係する女性への保護施策等との連携も含め、更なる支援の充実を図っていく必要がある。

## 2 被害児童保護を行う者の資質の向上

児童福祉施設等関係職員に対する研修等、被害児童の保護と支援を行う者の資質の向上のための取組が行われている。また児童自立支援施設等における心理担当職員および生活処遇に係るケアワーカー全体での支援体制が重要課題（トラウマインフォームド・ケアの実施にあたって）であることも明らかとなっている。一方、児童相談所へのアンケート調査においては技術の向上や新たな課題に対応するため、フォローアップ研修等の充実が求められている。これらを踏まえ、被害児童の受けた身体的及び精神的な被害が早期に回復し、被害児童が社会の中で平穏かつ良好な生活を営むことができるよう被害児童保護と支援を行う者について資質の向上を図っていく必要がある。

## 3 被害児童保護に関する関係機関の連携協力体制の強化

検察・警察・児童相談所の共同面接の体制整備は広く共有されている。一方、性暴力被害に限らず、児童福祉行政サービスにおける子どもの暴力被害のアセスメントにおいては、面接調査と共に、様々な専門的医療診察の実施が望まれるが、被虐待を対象とした医療診察・診断の能力は限られており、専門性をもつ医療機関や法医学教室が比較的近くに点在する大都市を除くと、全国的にはその全てに対応できる状況にない。引き続き、専門的医療機関との連携構築の方策を検討していく必要がある。

## 4 被害児童保護に関する調査研究の推進

児童自立支援施設の措置児童の被害実態の的確な把握と支援方策等に関する調査研究、及び児童の被害防止に関する調査研究が実施された。

児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策に係る検証・評価にあたり、調査研究を実施することにより、課題等が明らかとなった。継続して検証・評価を行う上でも、引き続き実態の把握や分析を行う必要がある。

## 5 総括

児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策については、施策横断的な課題に対する検証等を行うための調査研究をはじめ、関係機関連携の下で各種取組が着実に推進されている。

その一方で、児童相談所の体制強化、児童自立支援施設等における心理担当職員を軸として生活処遇に係るケアワーカー全体での入所児童の支援に係る業務実態等の把握、被害児童の施設退所後のアフターケア、専門的医療機関との連携構築については更なる推進が必要である。

引き続き、保護施策を推進するとともに、犯罪被害者等施策推進会議と連携し、児童買春・児童ポルノ事犯の被害防止・早期発見と保護支援のための諸施策も講じていく必要がある。